

# いなべ市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ≫ 平成 31 年度



平成 27 年 3 月  
いなべ市

# 目 次

---

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

---

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

---

1	いなべ市の人口動態等の現状	5
2	保育サービス等の現状	11
3	アンケートから見られる現状	15
4	子ども・子育てを取り巻く課題	30

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1	基本理念	33
2	基本的な視点	34
3	基本目標	35
4	施策の体系	36

---

## 第4章 施策の展開

---

基本目標1	保育サービス・子育て支援サービスの充実	39
基本目標2	豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成	42
基本目標3	要保護・要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進	46
基本目標4	女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり	48

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

---

1	教育・保育提供区域の設定	50
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	51
3	各年度における教育・保育の「量の見込み」並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	55
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	58
5	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	68

---

## 第6章 計画の進行管理

---

1	施策の実施状況の点検	69
2	国・県等との連携	69

---

## 参考資料

---

1	いなべ市子ども・子育て会議設置要綱	70
2	いなべ市子ども・子育て会議委員名簿	71
3	用語解説（50音順）	72

## 1 計画策定の背景

近年、わが国においては急速な少子化が進行し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由から、出産を機に退職する女性があるなど、出産を伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められているにもかかわらず、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

いなべ市では、子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して楽しみながら子育てできる環境となるよう、子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進するとともに、豊かな自然環境や伝統、文化を生かした特色あるまちづくりを目指してきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題に取り組み、子どもの育ちと子育てを、地域社会全体で支援する体制づくりを進めます。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切です。

## 2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきましたが、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられました。

また、これに加え、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済環境の変化による現状・課題に対応し、子育てしやすい社会の実現に向け、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

これらの法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

いなべ市では、「子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

### 【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに答えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

### 3 計画の位置づけ

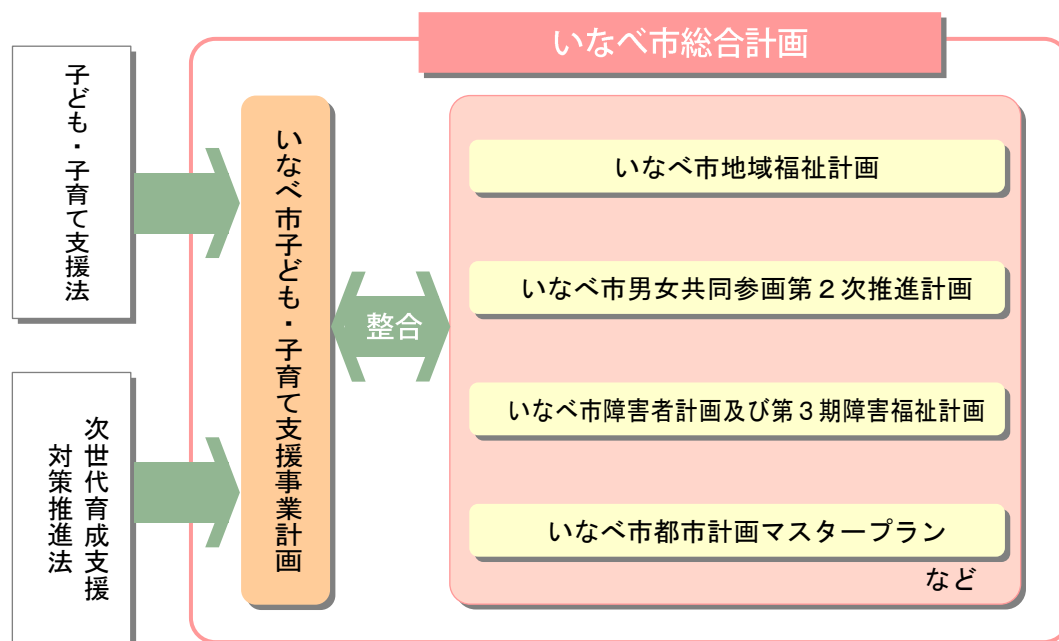
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づくいなべ市次世代育成支援地域行動計画を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、いなべ市総合計画、いなべ市地域福祉計画をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】

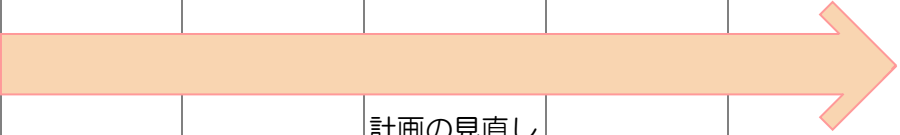


## 4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。このため本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離<sup>かいり</sup>が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしてします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					

## 5 計画策定体制と経過

### (1) 市民ニーズ調査の実施

計画を策定するにあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳就学前児童の保護者、小学生（1～3 年生、5 年生）の保護者、中学生を対象とした、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

### (2) 「子ども・子育て会議」の設置

計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市の子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえたものとするため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「いなべ市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画の素案を市役所の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## 1 いなべ市の人口動態等の現状

## (1) 人口の推移

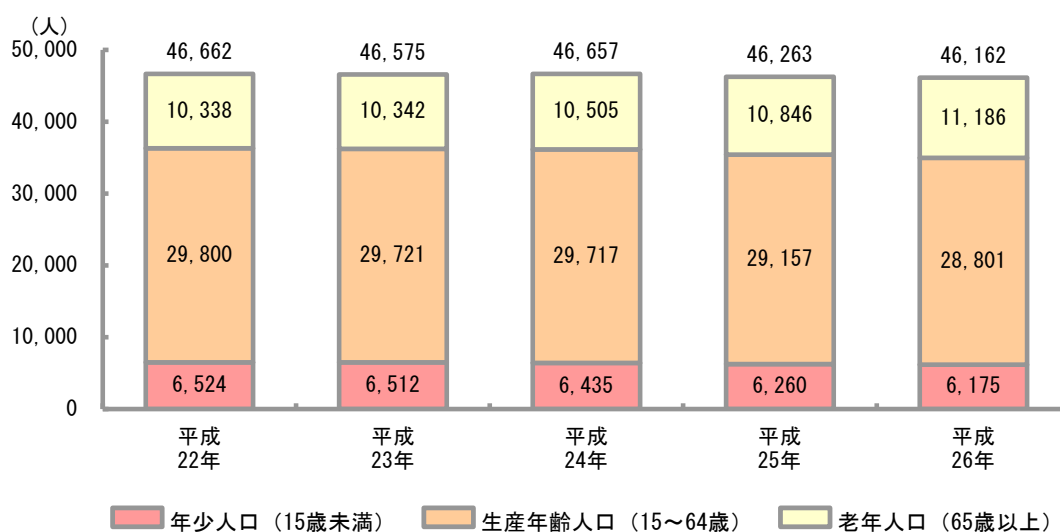


いなべ市の人口の推移をみると、平成24年の46,657人以降徐々に減少し、平成26年には46,162人となっています。

人口を年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分に分けてみると、年少人口は年々減少しており、平成26年には6,175人となっています。それに対し、老年人口は年々増加しており、平成26年には11,186人となっています。

年齢3区分別人口構成の推移をみても、年少人口は平成22年で14.0%でしたが、平成26年には13.4%に減少しています。これに対し、老年人口は平成22年では総人口の22.2%でしたが、平成26年には24.2%となっており、いなべ市においても少子高齢化が進行しています。

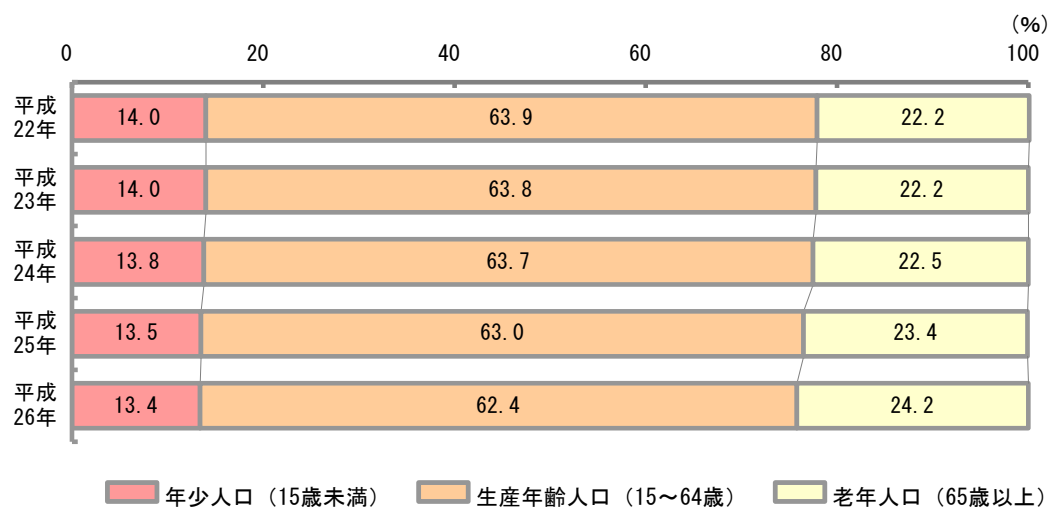
【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



【 年齢3区分別人口構成の推移 】

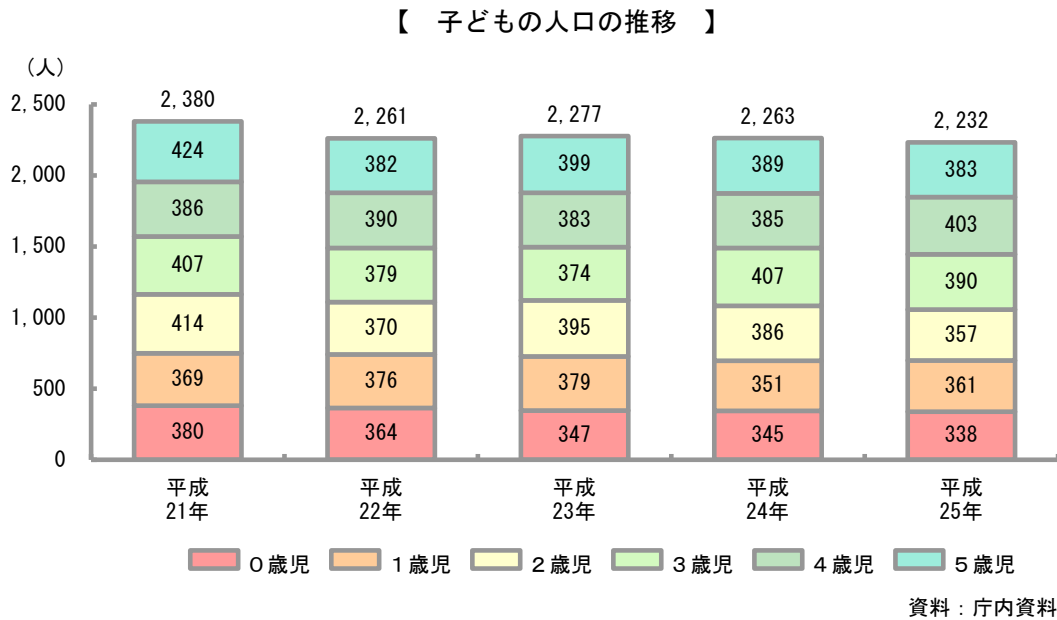


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



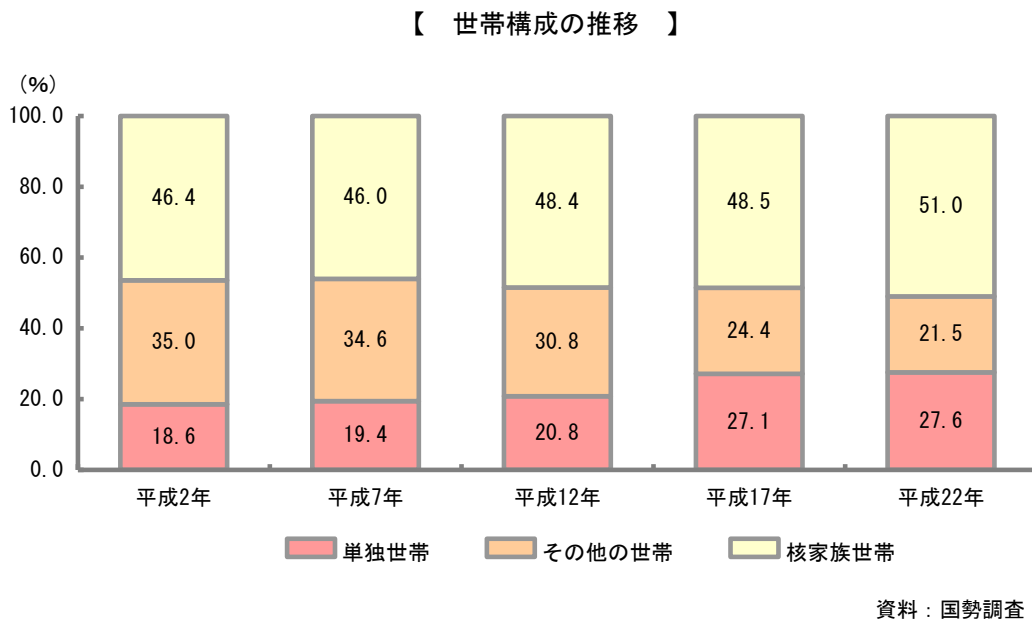
## (2) 子どもの人口の推移

いなべ市の子ども人口の推移をみると、0歳から5歳の子ども人口は、微減傾向となっています。



## (3) 世帯構成の状況

いなべ市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、平成2年の46.4%から増加傾向で推移し、平成22年には51.0%となっています。単独世帯の占める割合も増加傾向にあり、平成22年には27.6%となっています。

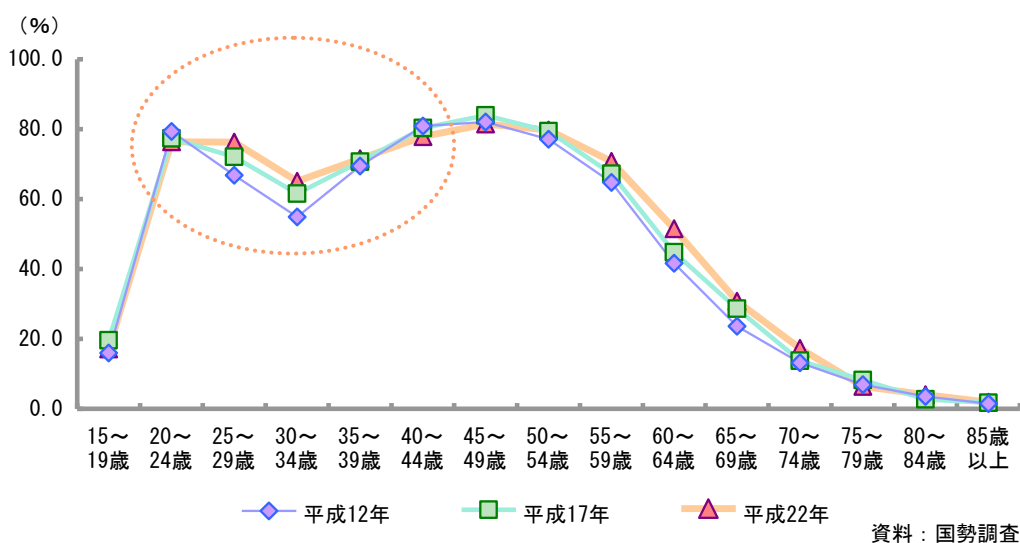


## (4) 女性の労働状況

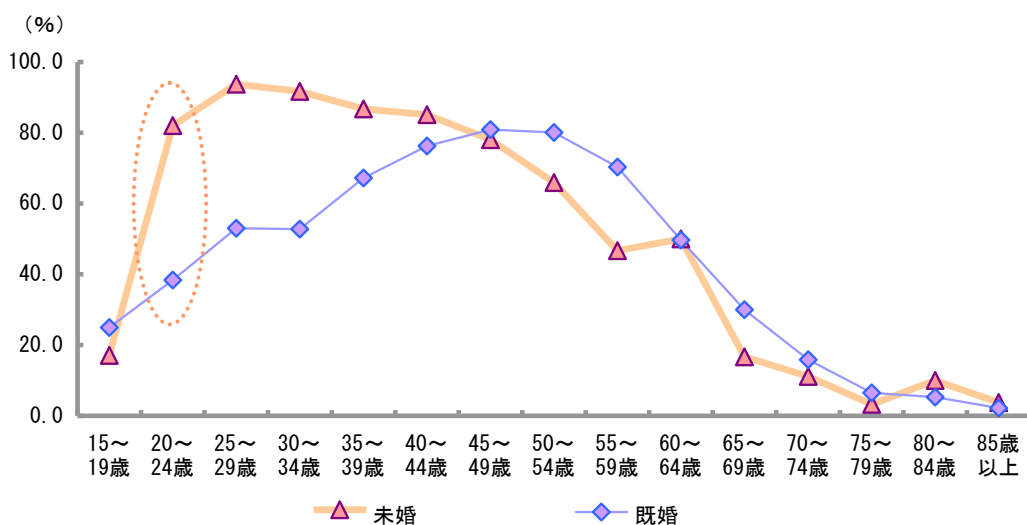
いなべ市の女性の年齢別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は平成12年からの10年間で年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳から34歳において、35ポイント以上労働力率が高くなっており、特に20～24歳で43.7ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】

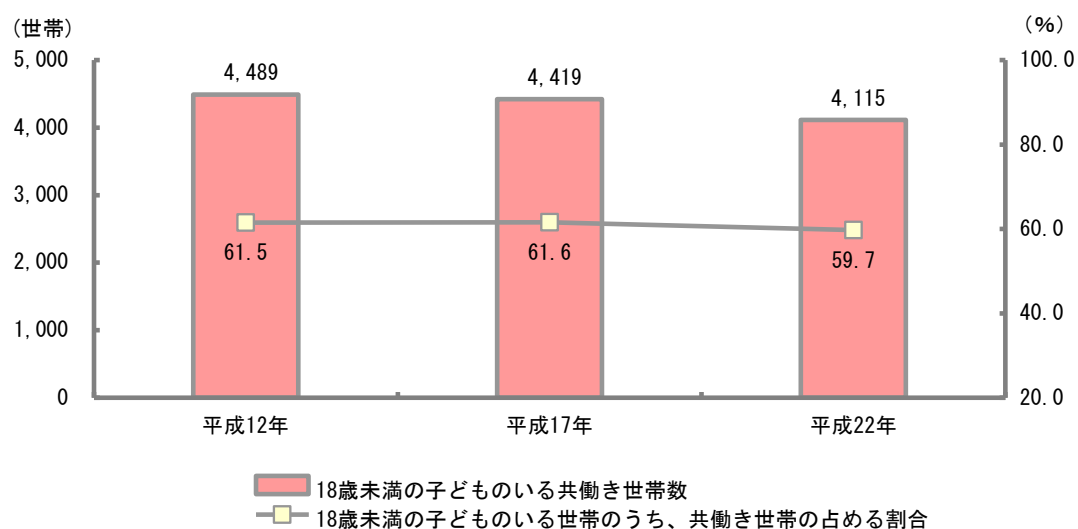


【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



いなべ市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、平成17年まで横ばい状態でしたが、平成22年では約300世帯減少して4,115世帯となっています。18歳未満の子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合についても同様に、横ばいの平成17年までから、平成22年では約2ポイント減少の59.7%となっています。

【 共働き世帯の状況 】



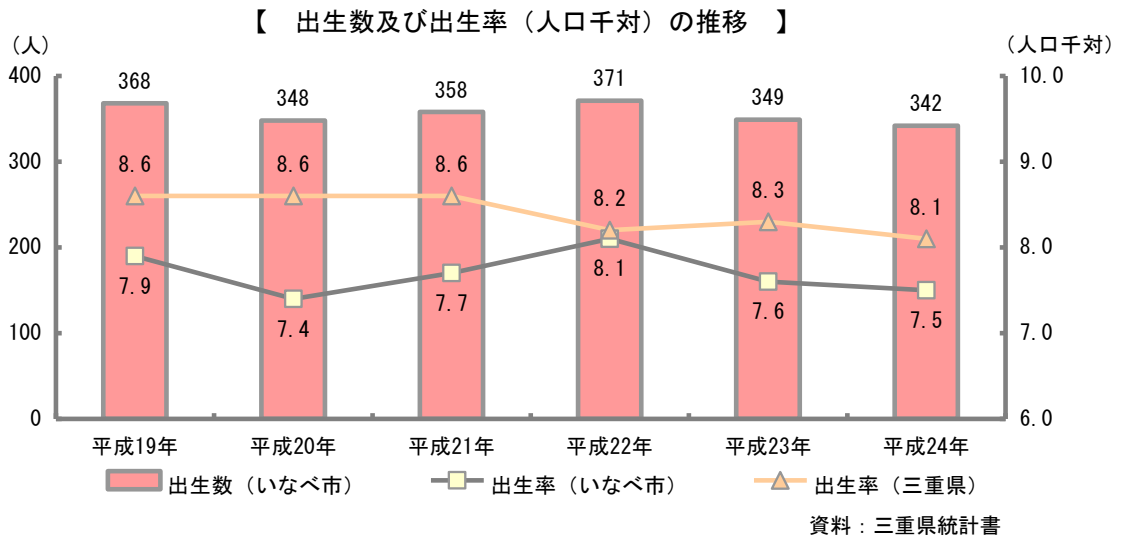
資料：国勢調査



## (5) 出生の動向

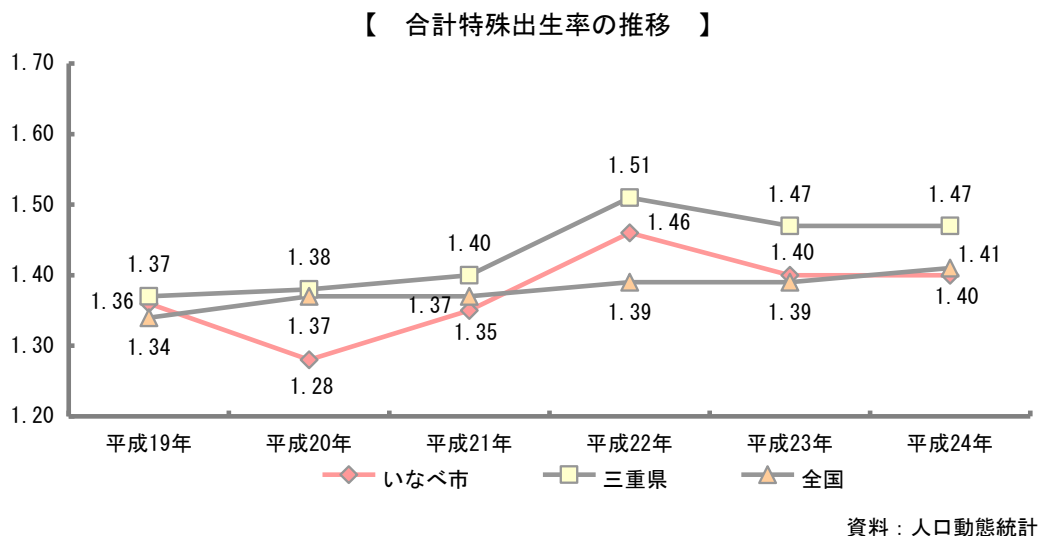
いなべ市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成22年の371人をピークに減少し、平成24年では342人となっています。

出生率は、出生数と同様に平成22年をピークに減少し、平成24年で7.5となっています。また、各年で三重県の平均を下回っています。



合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表わす数値であり、この数値は一般に少子化問題との関係で用いられます。

いなべ市の平成24年の合計特殊出生率は、1.40と、三重県、全国に比べ低くなっています。

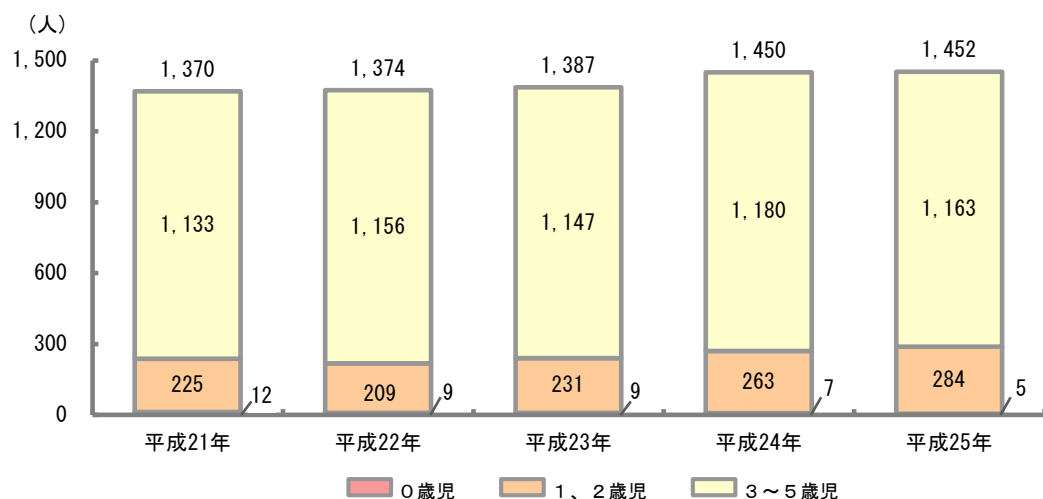


## 2 保育サービス等の現状

### (1) 保育所（園）入所状況

いなべ市の保育所（園）の年齢別入所状況の推移をみると、年々増加しています。特に1、2歳児の増加が大きくなっています。

【 保育所（園）の年齢別入所状況の推移 】



資料：こども家庭課

### (2) 待機児童数の推移

いなべ市において待機児童は発生していません。

【 待機児童数の推移 】

年度	待機児童					待機児童計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
平成21年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成22年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成23年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成24年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
平成25年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人

資料：こども家庭課（各年度4月1日現在）

### (3) 特別保育の実施状況

いなべ市における時間外保育の利用状況の推移をみると、利用人数が少ない結果となっています。

【 時間外保育の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人員	0 人	4 人	4 人	3 人	2 人

資料：こども家庭課

### (4) 放課後児童クラブの状況

いなべ市における放課後児童クラブは私立の6クラブで運営されており、定員の定めはありません。利用状況の推移をみると、利用者は増加傾向となっており、平成 25 年度については高学年も 22 人の利用がありました。

【 放課後児童クラブ利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施クラブ数	6 クラブ	6 クラブ	6 クラブ	6 クラブ	6 クラブ
低学年利用人員					91 人
高学年利用人員	80 人	111 人	95 人	95 人	22 人

資料：生涯学習課

### (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

平成 24 年度までは利用実績がなく、平成 25 年度に 14 人日の利用がありました。

【 子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用人員	—	—	—	—	14 人日

資料：こども家庭課

## (6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の状況

主に0～2歳児とその保護者を対象に、ふれあいの場を提供するとともに、子育て情報の発信や、子育てに関する悩みについての相談と助言を行う場として、現在、市内に5箇所設置しています。

### 【 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）利用者の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	5 箇所
延べ利用人員	38,311 人回	38,234 人回	37,221 人回	38,007 人回	35,581 人回

資料：こども家庭課

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の状況

地域で助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）ファミリー・サポート・センターについては、核家族世帯の割合の増加の現状からみて、今後も重要な役割を担うものと考えられます。

### 【 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）利用者の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用人員	516 人日	605 人日	834 人日	376 人日	518 人日

資料：こども家庭課

## (8) 妊婦健康診査

いなべ市における妊婦健康診査の利用状況（延べ回数）の推移をみると、平成 22 年度を除き概ね横ばいです。健康診査は 14 回受診可能ですが、12 回目以降は受診が少ない結果が出ています。

### 【 妊婦健康診査の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ健診回数	4,321 人回	4,899 人回	4,396 人回	4,225 人回	4,213 人回

資料：健康推進課

※「妊婦に対する健康診査」は「人」で把握していないため人回となっている。



## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

いなべ市における乳児家庭全戸訪問事業の推移をみると、平成 22 年度以降平成 23 年度を除き、概ね横ばいとなっています。

### 【 乳児家庭全戸訪問事業の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問人員	403 人	379 人	406 人	357 人	368 人

資料：健康推進課

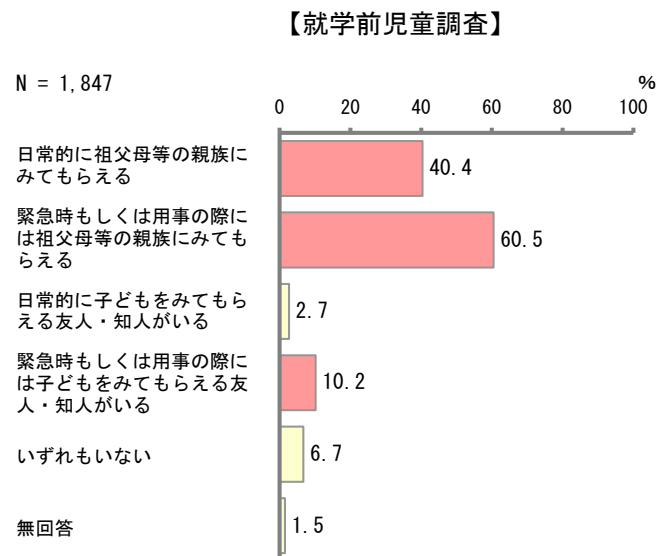


### 3 アンケートから見られる現状

#### (1) お子さんをご家族の状況について

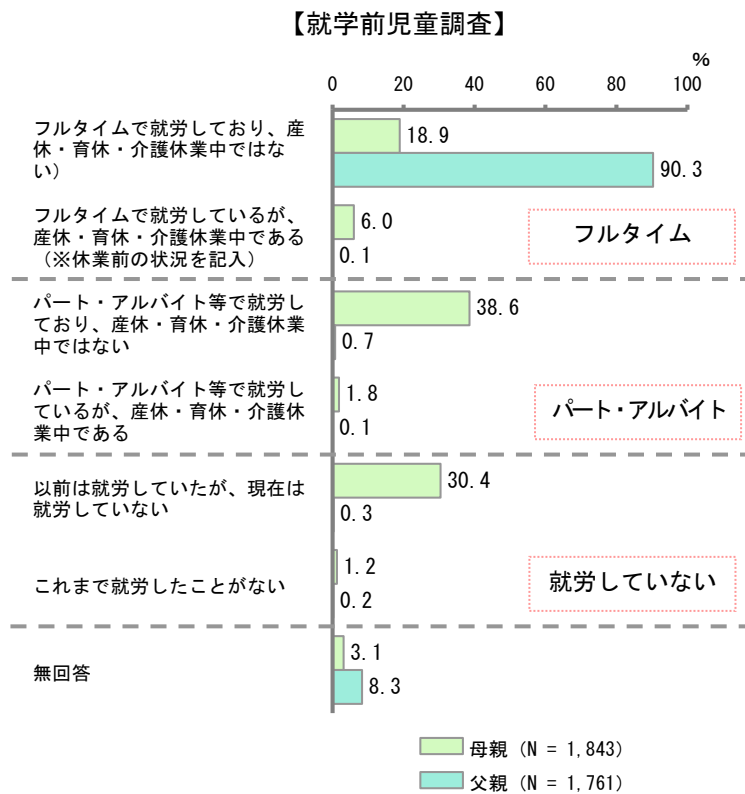
##### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が40.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が10.2%となっています。



## ② 母親と父親の就労状況

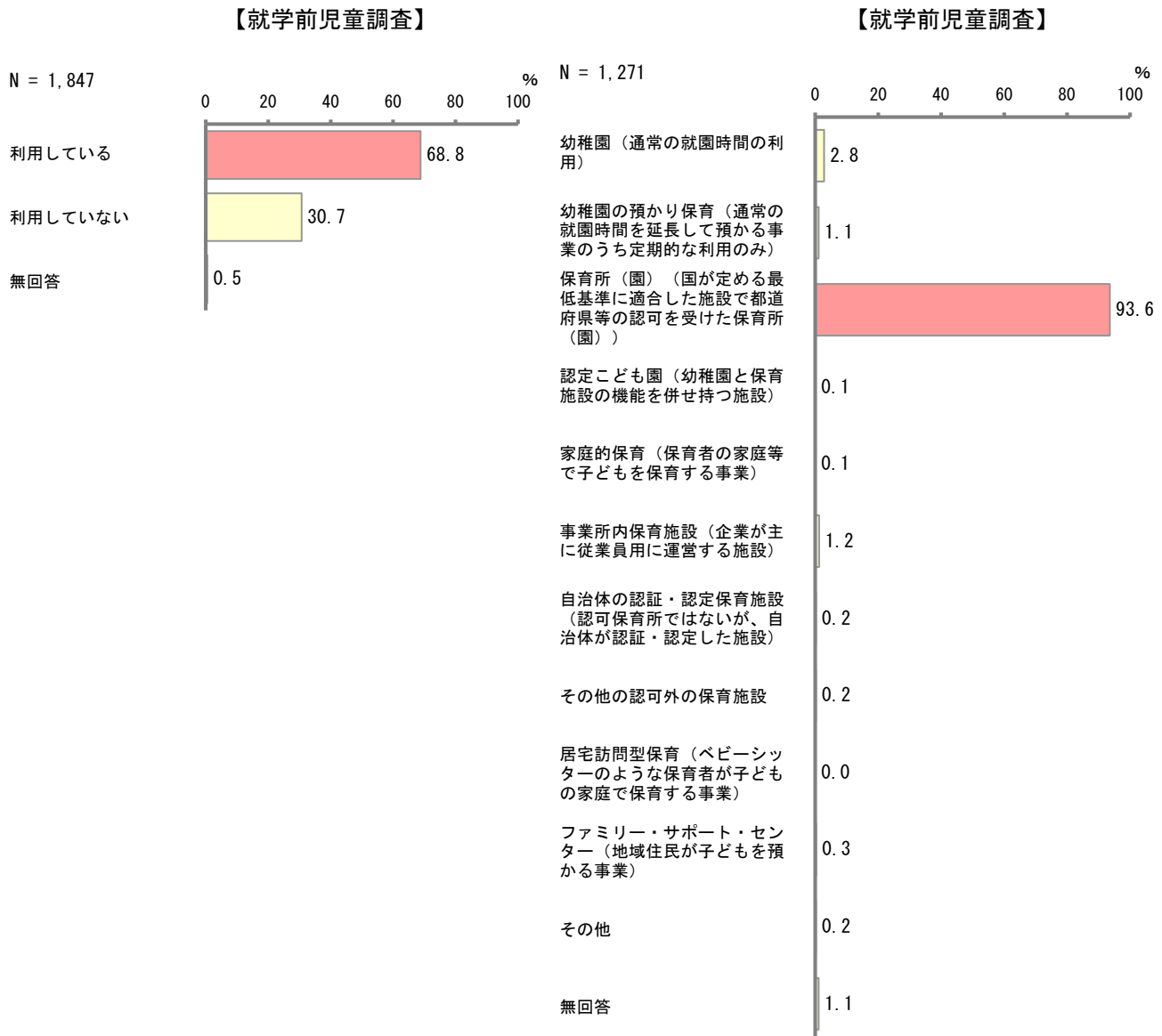
- ・母親は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.6%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が30.4%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が18.9%となっています。
- ・父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が90.3%と最も高くなっています。



## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日利用している教育・保育事業

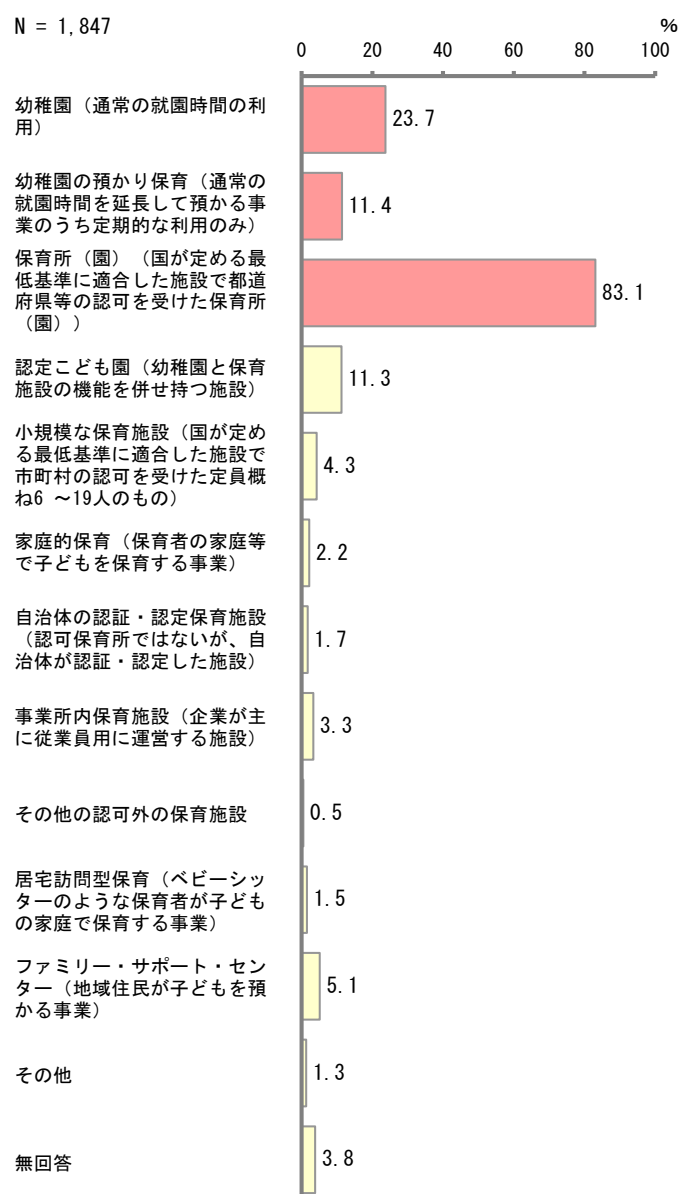
- ・幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育事業」を「利用している」の割合は、全体で68.8%でした。
- ・その内訳は、「保育所（園）（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた保育所（園））」の割合が93.6%と最も高くなっています。



## ② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の「定期的な教育・保育事業」として、利用したいと考える事業については、「保育所（園）（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた保育所（園））」の割合が83.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が23.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が11.4%となっています。

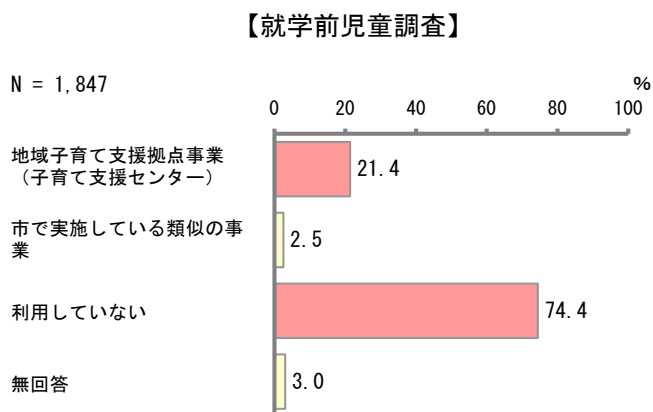
【就学前児童調査】



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

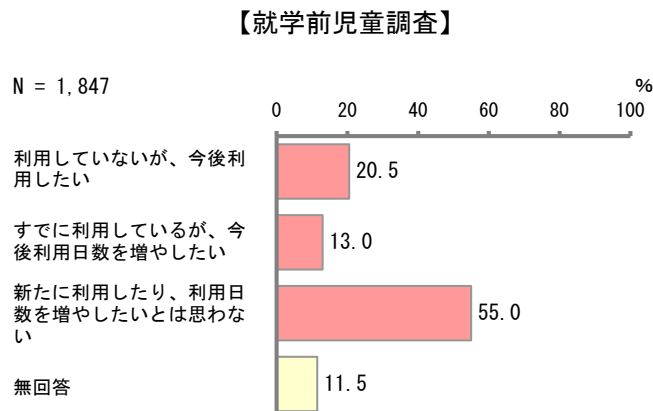
#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- ・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場(子育て支援センター))を利用しているかについて、「利用していない」の割合が74.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を利用している」割合が21.4%となっています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- ・地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が55.0%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が13.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が13.0%となっています。

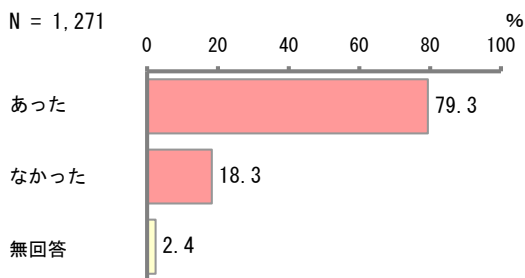


## (4) 一時預かり等の短時間サービスについて

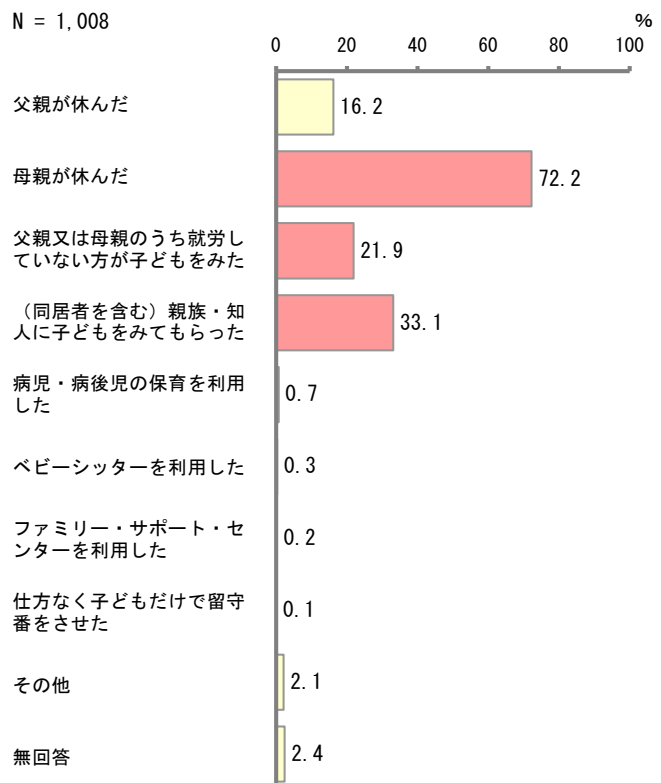
### ① 病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

- ・1年間に、お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が79.3%、「なかった」の割合が18.3%となっています。
- ・対処方法として、「母親が休んだ」の割合が72.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が33.1%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が21.9%となっています。

【就学前児童調査】



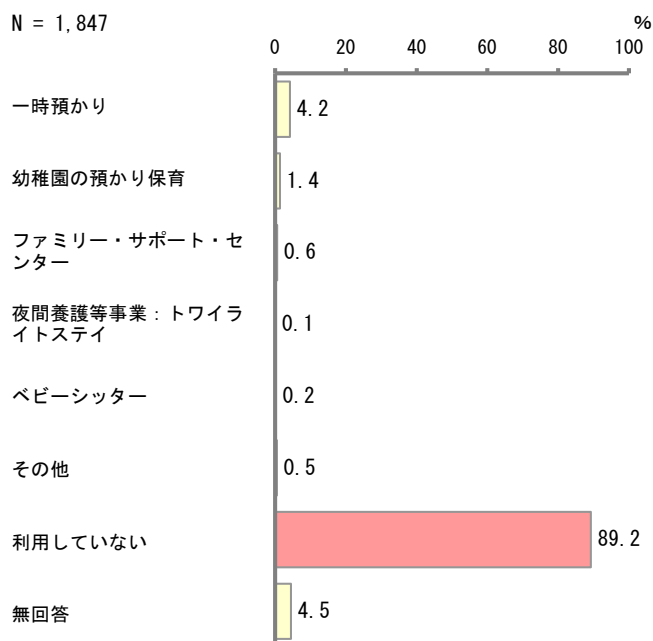
【就学前児童調査】



## ② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が89.2%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



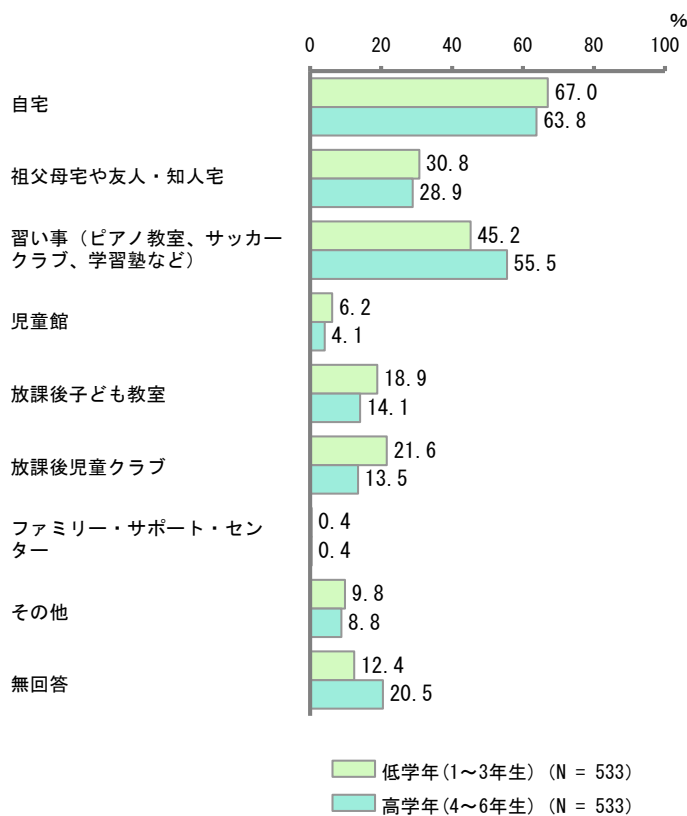


## (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

### ① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- ・小学校低学年（1～3年生）の間は、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、「自宅」の割合が67.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が45.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が30.8%となっています。
- ・小学校高学年（4～6年生）の間はどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が63.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が28.9%となっています。

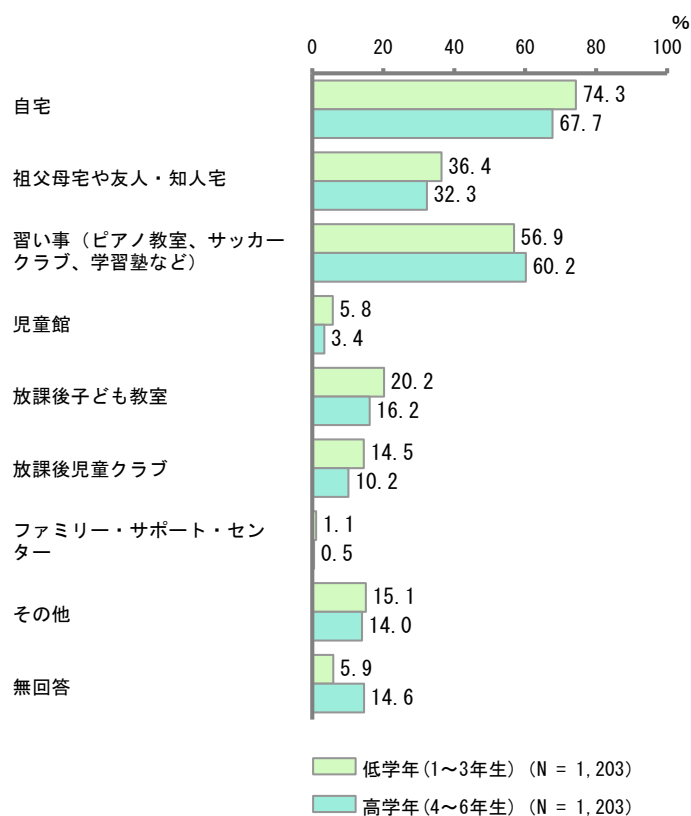
【就学前児童調査】



## ② 小学生の保護者の希望

- ・小学校低学年（1～3年生）の間は、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、「自宅」の割合が74.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が56.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が36.4%となっています。

【小学生調査】

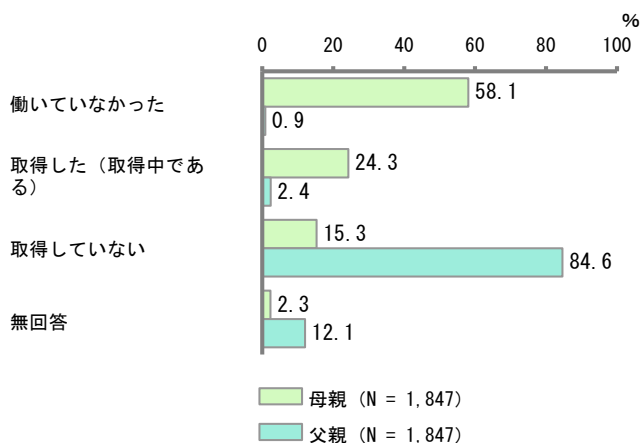


## (6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

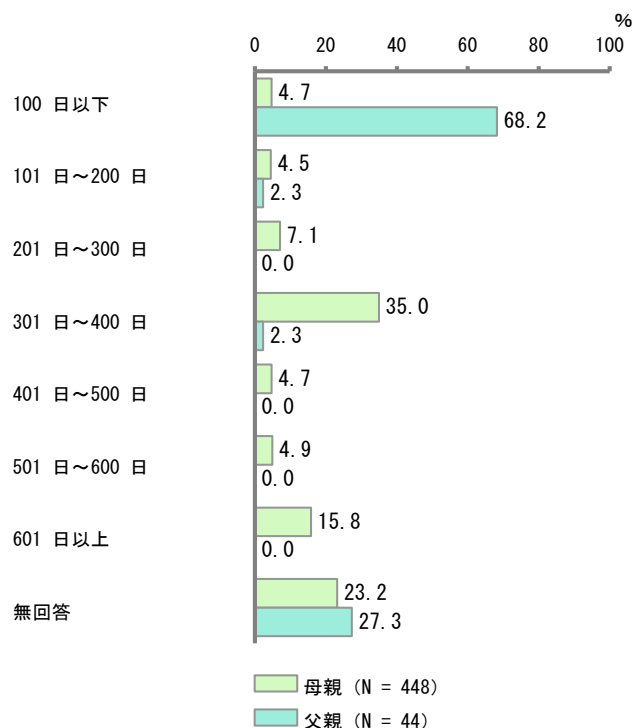
### ① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

- ・ 育児休業を取得したかについて、母親では、「働いていなかった」の割合が58.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が24.3%、「取得していない」の割合が15.3%となっています。父親について、「取得していない」の割合が84.6%と最も高くなっています。
- ・ 育児休業の取得期間について、母親では、「301日～400日」の割合が35.0%と最も高く、次いで「601日以上」の割合が15.8%となっています。父親では、「100日以下」の割合が68.2%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



## ② 取得していない理由

- ・育児休業を取得していない方の理由について、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が44.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が14.2%、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が12.1%となっています。
- ・父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が40.6%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が26.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が23.6%となっています。

### 【就学前児童調査】

単位：%

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	282	10.6	5.3	3.2	12.1	0.7	2.8	2.8	0.4	4.3	44.0	14.2	5.3	2.1	2.8	12.8	19.1
父親	1,563	23.6	26.9	0.4	3.8	4.4	20.0	1.2	15.0	40.6	0.3	7.3	0.3	2.3	0.1	4.9	17.1

## (7) 子育て全般について

### ① 子育てに関して地域に望むこと

- ・子育てに関して地域に望むことについて、就学前児童調査では、「いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれること」の割合が67.6%と最も高く、次いで「通園時に安全確保をしてくれること」の割合が67.1%、「温かく見守ってくれること」の割合が63.6%となっています。
- ・小学生調査では、「いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれること」の割合が67.1%と最も高く、次いで「温かく見守ってくれること」の割合が59.3%、「通園時に安全確保をしてくれること」の割合が57.4%となっています。

【就学前児童・小学生調査】

単位：%

	件数	いたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら、注意や報告をしてくれること	緊急時に子どもを一時的に預かってくれること	子育てについて気軽に相談ののってくれること	スポーツや遊びの指導をしてくれること	温かく見守ってくれること	通園時に安全確保をしてくれること	その他	してもらいたいことはない	無回答
就学前児童	1,847	67.6	44.0	44.8	44.3	63.6	67.1	2.7	0.9	1.1
小学生	1,203	67.1	32.5	26.2	38.9	59.3	57.4	2.9	1.3	2.0

## ② 子育てに関して地域でどんな取り組みが必要か

- ・子育てに関して地域でどんな取り組みが必要かについては、就学前児童調査では、「保育所（園）や幼稚園と連携を取り合い、地域で子どもの自主的な活動を育成・支援する」の割合が54.3%と最も高く、次いで「地域の親などが育児について気軽に情報交換や相談ができる場をつくる」の割合が50.2%、「保育所（園）や幼稚園や保護者が一緒になり、交通安全や非行防止のための活動をする」の割合が39.4%となっています。
- ・小学生調査では、「保育所（園）や学校と連携を取り合い、地域で子どもの自主的な活動を育成・支援する」の割合が48.5%と最も高く、次いで「保育所（園）や学校、保護者が一緒になり、交通安全や非行防止のための活動をする」の割合が43.4%、「地域の親などが育児について気軽に情報交換や相談ができる場をつくる」の割合が34.9%となっています。

【就学前児童・小学生調査】

単位：%

	件数	地域の親などが育児について気軽に情報交換や相談ができる場をつくる	子育てサークルなどの自主的な活動を育成・支援する	子どもにいろいろな活動をしてくれるようなボランティアを育成する	子どもの活動に親たちの積極的な参加を促す	保育所（園）や学校と連携を取り合い、地域で子どもの自主的な活動を育成・支援する	保育所（園）や学校、保護者が一緒になり、交通安全や非行防止のための活動をする	その他	特にない	無回答
就学前児童	1,847	50.2	24.7	33.5	21.9	54.3	39.4	2.2	8.4	2.5
小学生	1,203	34.9	15.2	31.2	18.0	48.5	43.4	2.7	11.6	3.8

### ③ 行政に対する支援の希望

- ・行政に対する支援の希望について、就学前児童調査では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が67.1%と最も高く、次いで「保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が61.1%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」の割合が58.0%となっています。
- ・小学生調査では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」の割合が58.4%と最も高く、次いで「保育所（園）や学校にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が46.8%、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が46.1%となっています。

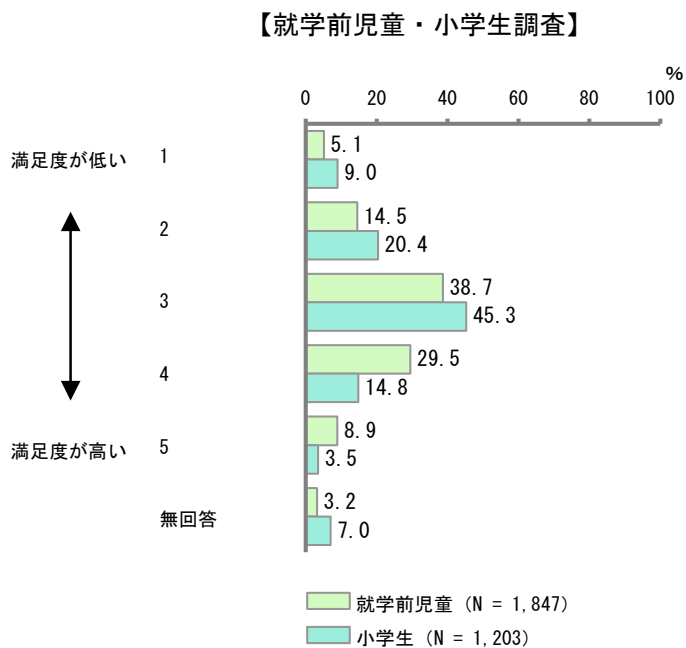
【就学前児童・小学生調査】

単位：%

	件数	児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場を作って欲しい	保育所（園）を増やして欲しい	幼稚園を設置して欲しい	保育所（園）や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	保育サービスが欲しい	専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスが欲しい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	子育てについて学べる機会をつくって欲しい	その他	特になし	無回答
就学前児童	1,847	36.2	67.1	33.1	11.0	22.6	61.1	21.5	58.0	4.6	25.8	17.2	5.1	2.2	2.0	
小学生	1,203	27.5	46.1	25.6	3.7	9.9	46.8	13.1	58.4	3.2	20.9	13.7	5.9	4.8	2.2	

#### ④ 子育ての環境や支援への満足度

- ・いなべ市における子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童調査では、「3」の割合が38.7%と最も高く、次いで「4」の割合が29.5%、「2」の割合が14.5%となっています。
- ・小学生調査では、「3」の割合が45.3%と最も高く、次いで「2」の割合が20.4%、「4」の割合が14.8%となっています。





## 4 子ども・子育てを取り巻く課題

いなべ市の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査の結果を踏まえ、子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

### (1) 保育サービス・子育て支援サービス

#### 現状と課題

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、子育てができるように、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備するとともに、サービスがより身近なものとして利用できるような工夫が必要です。

また、新制度においては、地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要とされています。このため、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連事業等を推進することが必要となります。

### (2) 豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成

#### 現状と課題

人間形成の基礎づくりは乳幼児期に始まり、就学前、そしてその後の成長に大きな影響を与えることから、就学前からの家庭や地域における教育は重要なものとなります。いのちを尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、思いやりの心やいのちを大切にする心を養うとともに、子ども達が社会の一員としての自覚や社会性を育み、さらには自己実現を図ることができるよう社会性を醸成する必要があります。

### (3) 要保護・要支援児童へのきめ細かな取り組み

#### 現状と課題

全国的に、児童虐待の状況は相談件数の増加とともに、その内容も複雑・困難化し、ますます深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えることから、発生予防や早期発見・早期対応を行うことが必要であり、そのためにも、関係機関との連携を図りながら、虐待等からの保護が必要な子どもと、その家族に対する支援が必要です。

ひとり親家庭は、離婚の増加などにより年々増える傾向にあり、母子家庭においては経済的な問題を、父子家庭においては家事や子育てに不慣れなことにより家庭生活における多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

また、障害のある子どもが身近な地域で安心して生活を送るためにも、障害に対する理解と、障害のある子どもが自立し、社会参加できるよう支援していくことが必要です。

### (4) 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり

#### 現状と課題

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。子どもの人権を尊重する意識が子どもに関わるすべての機関で共有されるよう取り組みを進める必要があります。

また、喜びや楽しみをもって子育てするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児をともに担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会を目指すことが大切です。さらに、社会や家庭で男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく、役割と責任を分担していくことの大切さを、個人だけでなく社会や企業が理解していくことも重要です。



## 1 基本理念

いなべ市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

### 人、緑、地域で子どもを育むまち いなべ



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

そこで、いなべ市では、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、いなべ市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の基本理念を継承していきます。いなべ市の豊かな自然環境やこれまでの伝統、文化を生かした特色あるまちづくりを目指していきます。

---

## 2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、社会全体で子ども・子育て支援を行うとともに、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

いなべ市では、次の3つを基本的な視点として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策に取り組みます。

### (1) “すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの途切れのない支援をします。

### (2) “まちぐるみ”での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

### (3) “子育て”への支援

いなべ市のすべての子どもに対し、心身ともに健全な成長と自立に向けた支援と、居場所づくりなどの環境づくりを進めます。

### 3 基本目標

基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

#### 基本目標1 保育サービス・子育て支援サービスの充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境を整備します。また、家庭、学校・保育所（園）等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進します。

#### 基本目標2 豊かな人間性と夢を育む地域社会の醸成

子どもたちが、厳しい社会状況の中にあっても主体的に生き抜いていくことができるよう、学校、家庭、地域が連携して、子ども一人ひとりの学力を向上させるとともに、豊かな心、健やかな体を育むための取り組みを積極的に進めます。

#### 基本目標3 要保護・要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進

虐待の発生予防及び早期発見体制を充実するとともに、ひとり親家庭や障害のある子どもと家庭など特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

#### 基本目標4 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発するとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進します。

## 4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【推進施策】

人、緑、地域で子どもを育むまち  
いなべ

1 保育サービス・  
子育て支援  
サービスの充実

(1) 地域における子育て支援の充実

(2) 保育サービスの充実

(3) チャイルドサポートの充実

(4) 子どもと母親の健康の確保

2 豊かな人間性と  
夢を育む  
地域社会の醸成

(1) 家庭や地域の教育力の向上

(2) 青少年の健全育成の推進

(3) 次世代の親づくり

(4) 豊かな心の育成

(5) 学校教育の充実

(6) スポーツを通じた子どもの健やかな育成

3 要保護・要支援  
児童への  
きめ細かな  
取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の推進

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

(3) 障害がある子どもへの支援の充実

(4) 生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

4 女（ひと）と  
男（ひと）が  
互いに認め合う  
社会づくり

(1) 子どもの人権の尊重

(2) 男女が互いに担う家事・育児への支援

(3) 仕事と生活の調和の推進

## 【施策の方向】

- 1 地域子育て支援センターの充実
- 2 市民参加による子育て支援の充実

- 1 保育所（園）におけるサービスの充実
- 2 保育所（園）における保育の質の向上
- 3 小学生の放課後の居場所づくりの推進

- 1 すべての子どもへの途切れのない支援の充実

- 1 子どもを安心して産むための支援体制づくり
- 2 子どもの成長段階に応じた保健事業の推進
- 3 支援が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実
- 4 食育の推進

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 地域における教育力の向上

- 1 子どもが豊かに遊び、学べる環境づくり

- 1 子どもを持つ意識の醸成

- 1 様々な体験を通じた子どもの心の育成
- 2 文化・芸術・スポーツ活動を通じた子どもの健全育成

- 1 子どもの学力の向上へ向けた支援の充実
- 2 地域との協働による学校づくり
- 3 小中一貫教育の推進
- 4 快適な学校環境の整備
- 5 一人ひとりを大切にする教育の充実

- 1 子どもがスポーツに取り組みやすい環境づくり
- 2 スポーツに取り組む子どもを支援する体制づくり

- 1 虐待の防止と早期発見・早期対応の推進

- 1 ひとり親家庭等への経済的支援の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実

- 1 障害児のいる家庭の生活の安定
- 2 特別支援保育・教育の推進

- 1 生活困窮家庭への支援の充実

- 1 子どもの人権の尊重

- 1 男女が互いに認め合う社会づくり
- 2 男女が互いに家事・育児を担う意識啓発の推進

- 1 仕事と生活の調和を図るための環境づくり
- 2 事業所等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進



4つの基本目標の実現に向けて、17の推進施策について、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、いなべ市の役割について計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての様々な課題の解決に向けて、4つの基本目標を設定しています。</li> <li>※第3章参照</li> </ul>
推進施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標を実現するための17の施策の方向を設定しています。</li> <li>・アンケート調査等から、いなべ市の現状・課題と方向性を示しています。</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標・施策の方向を実現するため、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するための成果指標を設定しています。</li> <li>・指標は、市民アンケートや統計データなどを参考にしています。</li> <li>・計画の目標は5年後の31年度としていますが、目標の達成状況を計画最終年度に点検し、その進捗状況の分析結果を次期計画へ反映していきます。</li> </ul>
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、市が取り組むべき役割を示しています。</li> <li>・施策・事業別に担当課と方向性を示しています。</li> </ul>

## 推進施策 1 地域における子育て支援の充実

都市化や高齢化の進展により地域によっては、地区・自治会といった地域共同体の機能が低下しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが弱まってきているのが現状です。このため、身近な地域で相談できる人がいないなど子育てが孤立化しており、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。地域の実情に合わせ、子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、保育所（園）等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進することが重要です。

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進し、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実を図ります。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	地域子育て支援センターの充実	<p>市内5箇所の子育て支援センターで子育てについての相談、情報提供を行うとともに、親子が遊ぶ場、交流の場として子育て家庭の支援の充実を図っていきます。</p> <p>ブックスタート事業、ブック・Reスタート事業等各種の事業を通して、子育て家庭とのつながりを深めます。</p> <p>「1歳おめでとう訪問事業」や「出前ひろば」、「出前テントひろば」等、積極的に地域に出向き、支援の拡充に努めます。</p>	こども家庭課
2	市民参加による子育て支援の充実	<p>地域ボランティアを中心とした「子育て応援団」や「あそびの会」等、市民参加による子育て支援活動を活発にすることにより、地域の間人関係を再構築し“地域の子育て力”の向上を促進していきます。</p> <p>子育てを援助してもらう人と援助する人が会員登録する相互援助のしくみであるファミリー・サポート・センター事業において、提供会員数の増加に努め、地域の支援の輪を広げます。</p>	こども家庭課

## 推進施策2 保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	保育所（園）におけるサービスの充実	子どもの幸せを第一に考え、子どもや保護者のニーズを踏まえて、保育サービスを計画的に提供していきます。また就労状況に応じて、延長保育等の多様な保育サービスの提供体制の充実に努めます。	こども家庭課
2	保育所（園）における保育の質の向上	保育士の知識や技能を向上させるため、様々な研修への参加を促します。 園内での検討会や研修の充実を図り、保育士の資質向上に取り組みます。	こども家庭課
3	小学生の放課後の居場所づくりの推進	現在ある6箇所の放課後児童クラブの事業内容を充実させるとともに、市民の力による新たな放課後児童クラブの立ち上げ及び運営に対する支援、さらには、指導者の育成支援を進めていきます。 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化を検討します。	生涯学習課

## 推進施策3 チャイルドサポートの充実

障害児を含むすべての子どもの成長・発達と心身の健康を守るため、保健・福祉・教育が連携し、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない支援を推進していきます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	すべての子どもへの途切れのない支援の充実	保健・福祉・教育が連携し、障害児を含むすべての子どもに対し生まれてから就労までの途切れのない支援を行うことにより、よりよい発達をサポートしていきます。	発達支援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉課 こども家庭課

## 推進施策4 子どもと母親の健康の確保

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものとなることから、乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行い、「食」の大切さを伝える食育事業を展開します。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	子どもを安心して産むための支援体制づくり	特定不妊不育症治療の治療費の助成や、妊娠中から小児科医と相談できる「ペリネイタル・ビジット（出産前後からの親子支援事業）」、妊婦一般健康診査、妊婦教室の実施など、安心して子どもを産める支援体制を整備していきます。	健康推進課
2	子どもの成長段階に応じた保健事業の推進	子どもの健康が確保されるよう、年齢に応じた健康診査や訪問指導等の充実を図るとともに、感染症の予防のため、各種の予防接種を実施していきます。また「こんにちは赤ちゃん訪問」や相談体制の充実により、保護者の不安の軽減に努めます。	健康推進課
3	支援が必要な子どもや子育て家庭への支援の充実	養育医療として未熟児の養育に必要な入院治療について医療費を給付します。 支援が必要な子育て家庭への訪問等、必要な支援を行います。	健康推進課
4	食育の推進	乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向けた、指導を行うとともに、妊産婦や子育て中の保護者に対して、「離乳食教室」等の食に関する学習の機会や情報の提供を推進していきます。	健康推進課

### ■ 数値目標

目標指数	平成25年度実績	平成27年度	平成31年度	担当課
出前ひろば・出前テントひろばの開催回数	138回	140回	150回	こども家庭課
ファミリー・サポート・センター会員数	273人	280人	320人	こども家庭課
子育て応援団の人数	225人	230人	250人	こども家庭課
放課後児童クラブ実施箇所数	6箇所	7箇所	9箇所	生涯学習課
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	98.9%	99%	99%	健康推進課

### 推進施策 1 家庭や地域の教育力の向上

地域コミュニティが希薄になりつつある現代においては、地域社会において子どもを育てる教育力が低下しており、その再生が求められています。今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の住民団体や関連機関の連携を強化し、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築き、すべての子育て家庭が子育てへの不安などを軽減・解消し、育児に自信をもつことができるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	家庭の教育力の向上	講演会等を開催し、子どもたちを守り育てるという保護者の使命・役割の自覚を深められるようにしていきます。	学校教育課
2	地域における教育力の向上	非行の早期発見及び未然防止のため、パトロールや啓発活動を行うとともに、いなべ市青少年育成市民会議との協働により、青少年問題についての地域住民の意識の高揚を図ります。 また学校を多方面から応援するボランティア「学援隊」を募り、地域による学校支援を進めます。	生涯学習課 学校教育課

### 推進施策 2 青少年の健全育成の推進

子どもの健全な成長を学校だけでなく、家庭や地域とともに育むため、地域の中での公共施設等を活用するとともに、子どもの健全育成のための居場所づくりに努め、青少年が人間性や社会性を育むための教育を推進します。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	子どもが豊かに遊び、学べる環境づくり	「屋根のない学校」では子どもの感性の育成をめざし、より多くの子どもが施設を利用し、講座などに参加できるようにします。各種講座やこどもまつりなどを行い、子どもの社会性や自立性、リーダーシップ等の醸成を図ります。 また、「藤原岳自然科学館」等における自然科学教室の実施により、豊かな体験活動の機会や場を提供していきます。 「図書館」では、子どもたちが読書を通じて知識を身につけることや読書習慣の定着をめざします。	自然学習室 生涯学習課

### 推進施策3 次世代の親づくり

次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、取り組みを進めます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	子どもを持つ意識の醸成	中学生が保育所（園）で乳幼児と関わり、保育体験をする機会を持つことで、命の大切さと子どもや家庭の大切さについて理解を深められるようにしていきます。	学校教育課 こども家庭課

### 推進施策4 豊かな心の育成

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	様々な体験を通じた子どもの心の育成	自然体験活動やボランティア活動、職場体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育む活動を進めます。	学校教育課
2	文化・芸術・スポーツ活動を通じた子どもの健全育成	小中学生の観劇や音楽鑑賞等の活動に対して支援するとともに、中学生の部活動を推進し、精神的、肉体的成長を促し、集団生活を円滑に行えるようにしていきます。	学校教育課



## 推進施策5 学校教育の充実

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度と確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	子どもの学力の向上へ向けた支援の充実	特色ある学校づくりを支援し、子どもたちが自ら主体的に考え、取り組むことができる「生きる力」の育成に努めます。また、学力調査（NRT）とともに学級満足度調査（QU調査）を実施し、学習集団と学力の関係を確かめ、学力向上に対する効果的な取り組み方法を確立していきます。	学校教育課
2	地域との協働による学校づくり	コミュニティスクールの指定や、学校運営協議会の開催を通じ、地域住民との協働により、教育内容の充実をめざします。また、PTAに働きかけ「こどもをまもるいえ」への協力依頼を行い、子どもたちをともに守り育てていきます。	学校教育課 生涯学習課
3	小中一貫教育の推進	「いなべ市新しい学校づくり推進ビジョン」に基づき、9年間の学びと育ちをつなぐ小中一貫教育を推進します。	学校教育課
4	快適な学校環境の整備	児童生徒が安心して教育を受けられるよう、教育施設の各種保守整備を行います。また、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的にを行います。	教育総務課
5	一人ひとりを大切にする教育の充実	家庭状況や生活の基盤が不安定な子どもたちや、外国人児童生徒、ひとり親家庭児童生徒など、様々な状況にある子どもに対して、教育相談等により安心して教育が受けられる状況を保障していきます。「ことばの教室」「LD等教室」「いなべ・東員教育支援センター」等の通級指導教室による支援を行います。 教職員の人権感覚を磨き、人権教育の充実に努めます。	学校教育課

## 推進施策6 スポーツを通じた子どもの健やかな育成

子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツにふれる機会を充実させるとともに、指導者の育成等、スポーツに取り組む子どもを支援する体制づくりを進めます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	子どもがスポーツに取り組みやすい環境づくり	スポーツをするきっかけづくり、スポーツをする機会を提供することにより、運動不足の子どもの体力向上や、仲間や家族でスポーツをすることの楽しさを伝えていきます。	生涯学習課
2	スポーツに取り組む子どもを支援する体制づくり	市スポーツ少年団等がスポーツ振興の一翼を担い、競技大会、競技技術向上のための事業・指導者育成事業などが実施できるよう支援をしていきます。	生涯学習課

### ■ 数値目標

目標指数	平成25年度実績	平成27年度	平成31年度	担当課
地域応援団「学援隊」活動実績（延人数）	2,509件	2,600件	3,000件	学校教育課
子育て講演会参加者数	350人	350人	400人	学校教育課
屋根のない学校の施設利用者数	1,057人	1,060人	1,100人	自然学習室
スポーツ少年団の団員数	789人	810人	820人	生涯学習課



### 推進施策 1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	虐待の防止と早期発見・早期対応の推進	すべての児童の健全育成、社会的自立を確保するため、児童虐待を防止することが重要です。このため、虐待を早期に発見し、早期に対応する体制を整備します。また、必要に応じて訪問支援事業を実施します。さらに、一時的な預かりが必要な場合を含め、里親の普及に努めます。	こども家庭課

### 推進施策 2 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援や各種手当等の経済支援の充実など、ひとり親家庭に対する生活面、経済面などの多面的な支援に努めます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定を支援するため、各種手当等の経済支援を通じ、児童の就学意欲向上を図ります。	こども家庭課
2	ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	ひとり親家庭等の相談事業を行い、状況に応じて資金貸付や訪問支援事業などの適切な支援を検討し、実施します。 子どもの養育が困難な場合については、支援事業等の活用を検討し、母子の自立に向けた支援を行います。	こども家庭課

### 推進施策 3 障害がある子どもへの支援の充実

障害児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	障害児のいる家庭の生活の安定	障害児及び小児慢性特定疾患児について、用具の給付を通じて日常生活の便宜を図ります。 育成医療、障害者医療費として助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	社会福祉課
2	特別支援保育・教育の推進	保育所（園）においては、加配保育士を配置するとともに、保育士研修を充実させ、就学に向けて必要な支援を行います。 小中学校では、支援が必要な子どもの健やかな発達、成長を保障するために、巡回相談、教育相談等の充実を図るとともに、関係機関との連携、協働を進めます。	こども家庭課 学校教育課

### 推進施策 4 生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援

近年、子どもの貧困が社会的な問題となっています。「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮家庭や生活保護世帯等への養育支援、学習支援に取り組みます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	生活困窮家庭への支援の充実	生活困窮にかかる相談を行い、対象家庭に適した支援の検討を行います。 子どもの健全育成を確保するため、子どもに関わる機関と連携し、訪問支援事業などを充実させます。	社会福祉課

#### ■ 数値目標

目標指数	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 31 年度	担当課
児童虐待防止研修会参加者数	100 人	160 人	300 人	こども家庭課
里親登録者数	1 人	2 人	5 人	こども家庭課

## 基本目標 4

## 女（ひと）と男（ひと）が互いに認め合う社会づくり

### 推進施策 1 子どもの人権の尊重

子ども一人ひとりの人権が尊重されるよう、関係機関との連携を強化し、子どもの人権を守るしくみづくりを進めます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	子どもの人権の尊重	子どもに関わるすべての機関が子どもの人権を尊重することを第一優先と考え、取組を進めます。 子育て家庭の状況把握に努め、必要に応じ相談や家庭訪問等適切な支援を検討し、実施します。 関係機関の連携を強化して子どもの人権を守るしくみづくりを進めます。	福祉部 健康こども部 教育委員会

### 推進施策 2 男女が互いに担う家事・育児への支援

男女の固定的役割分担を解消し、これまで育児や家庭への参画が少なかった男性が積極的に関わり、ともに子育てを担う地域づくりを進めます。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	男女が互いに認め合う社会づくり	男女が互いに認め合う社会をめざして、いなべ市男女共同参画を推進します。男女が互いに認め合う意識を醸成し、あらゆる分野で男女が共に能力を発揮できる社会づくりを進めます。	人権福祉課
2	男女が互いに家事・育児を担う意識啓発の推進	子育て支援センター等において、男性が家事や育児に積極的に参画する講座や催しを行うとともに、「いなべパパの子育てガイドブック」等を活用し、男女が互いに家事や育児を担う意識啓発を推進します。	こども家庭課

## 推進施策3 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

No	施策の方向	事業内容	担当課
1	仕事と生活の調和を図るための環境づくり	男女共同参画に関する市民の意識の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援に関する情報の提供を行い、女性の雇用を促進します。	人権福祉課 商工観光課
2	事業所等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	市内の事業所を中心に啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策の推進に努めます。	商工観光課

### ■ 数値目標

目標指数	平成25年度実績	平成27年度	平成31年度	担当課
子育て支援センターの父親の利用者数	251人	260人	270人	こども家庭課



# 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の 「量の見込み」と確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するため

の施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



いなべ市は北勢町、員弁町、大安町、藤原町の4町が平成15年12月の合併で誕生した市で、中学校は旧町ごとに4校区、小学校は15校区存在し、文化的にそれらを核として歩んできました。

一方、合併当時、幼稚園5園、保育所（園）16園が存在していましたが、幼保一元化の方針のもと、幼稚園の教育機能を持たせた保育所（園）へ一元化する道を歩み、現在は公立保育所（園）7園と、私立保育所（園）7園の合わせて14園で保育を実施しています。

市内の移動手段は、ほぼ全ての子育て世帯が自動車である事、また、保護者の利便性に合わせ、どの施設でも利用していただける環境にあるため、いなべ市の保育所（園）等にかかる教育・保育提供区域は市内全域で一つと設定します。

## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所（園）や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

### (1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します

#### ① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所（園）の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

#### 現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条・再掲)

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）

#### 新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること  
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
  - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
  - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
  - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
  - ・起業準備を含む
- ⑦ 就学
  - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※下線は追加や緩和された部分

保護者の就業状況により、標準時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けます。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）			
		保育短時間利用（8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）	
		保育短時間利用（8時間）			

## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

		母親		フルタイム就労（産休・育休含む）		パートタイム就労（産休・育休含む）		未就労
				120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	未就労	
父親	ひとり親	タイプA						
	フルタイム就労（産休・育休含む）		タイプB	タイプC	タイプC'			
パートタイム就労（産休・育休含む）	120時間以上		タイプC	タイプE				タイプD
	120時間未満 60時間以上				タイプE'			
	60時間未満		タイプC'					
未就労				タイプD				タイプF

保育の必要性あり      保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
- タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
- タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
- タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
- タイプD : 専業主婦（夫）家庭
- タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
- タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
- タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

## (2) 全国共通で「量の見込み」を算出します

つぎの10事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

### 【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)	事業の対象家庭
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	保育認定	幼稚園	2号認定 共働きて幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育所(園)	
3	保育認定	認定こども園 保育所(園) 地域型保育	3号認定 ひとり親家庭 共働き家庭

### 【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭
4	時間外保育事業(保育所(園)延長保育)	ひとり親家庭 共働き家庭
5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)	ひとり親家庭 共働き家庭
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)(トワイライトステイ)	すべての家庭
7	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	すべての家庭
8	幼稚園における一時預かり事業	専業主婦(夫)家庭
	保育所(園)、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	ひとり親家庭・共働き家庭
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭



(3) 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出します

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じているか等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

### 3 各年度における教育・保育の「量の見込み」並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園事業

##### 【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所（園）は、保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所（園）の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

##### 【今後の方向性】

いなべ市では、保育所（園）として幼保一元化を行いました。この際、幼稚園において行われていた幼児教育の内容を取り入れた市統一カリキュラムを作成したことにより、保育所（園）において幼稚園教育も提供可能であるため、全てのニーズに保育所（園）で対応できると考えます。

##### 【平成 27 年度】

		平成 27 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		160人	14人	756人	267人	9人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	0人	930人		267人	9人
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—		0人	0人
認可外保育施設		—	—		0人	0人
提供量合計		0人	930人		267人	9人
過不足分（提供量－ニーズ量）		▲160人	160人		0人	0人

## 【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		158人	14人	746人	271人	9人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	0人	918人		271人	9人
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—	—		0人	0人
認可外保育施設		—	—		0人	0人
提供量合計		0人	918人		271人	9人
過不足分（提供量－ニーズ量）		▲158人	158人		0人	0人

## 【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		160人	14人	758人	271人	9人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	0人	932人		271人	9人
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—	—		0人	0人
認可外保育施設		—	—		0人	0人
提供量合計		0人	932人		271人	9人
過不足分（提供量－ニーズ量）		▲160人	160人		0人	0人

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		161 人	14 人	760 人	272 人	9 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	0 人	935 人		272 人	9 人
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—	—		0 人	0 人
認可外保育施設		—	—		0 人	0 人
提供量合計		0 人	935 人		272 人	9 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		▲161 人	161 人		0 人	0 人

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
ニーズ量の見込み		162 人	14 人	766 人	273 人	9 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	0 人	942 人		273 人	9 人
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育	—	—		0 人	0 人
認可外保育施設		—	—		0 人	0 人
提供量合計		0 人	942 人		273 人	9 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		▲162 人	162 人		0 人	0 人

【0～2 歳の保育利用率】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計人口	1,080 人	1,090 人	1,092 人	1,094 人	1,094 人
提供量（確保方策）	276 人	280 人	280 人	281 人	282 人
保育利用率	25.6%	25.7%	25.6%	25.7%	25.8%

※ いなべ市では保育に係る待機児童は発生していません。引き続き待機児童を発生させない保育を提供していきます。

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 時間外保育事業（保育所（園）延長保育）

#### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所（園）や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

#### 【今後の方向性】

いなべ市における利用者は数人程度で推移しています。また、保育ニーズが提供数を上回る、いわゆる待機状態も無いことから、実際の時間外保育利用は現在の提供量で充足できると考えます。今後利用者が増えた場合に提供量を検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	47 人	46 人	47 人	47 人	47 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	2 箇 所	2 箇 所	2 箇 所	2 箇 所	2 箇 所
提 供 量	23 人	23 人	23 人	23 人	23 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	▲24 人	▲23 人	▲24 人	▲24 人	▲24 人



## (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### 【今後の方向性】

各小学校区内で、放課後児童クラブ運営委員会が設立する放課後児童クラブと委託契約し事業を実施しています。利用希望者等の要望に基づく実施箇所の増加に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 ( 低 学 年 )	114 人	114 人	113 人	109 人	108 人
ニ ー ズ 量 ( 高 学 年 )	77 人	76 人	77 人	79 人	79 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	7 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所	9 箇所
提 供 量	140 人	160 人	160 人	180 人	180 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	▲51 人	▲30 人	▲30 人	▲8 人	▲7 人

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）（トワイライトステイ）

#### 【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

#### 【今後の方向性】

いなべ市内に事業を実施できる施設はありませんが、県内 10 箇所の施設と委託契約をしています。今後も引き続き当該施設と委託契約を継続し、現状を把握しながら必要に応じて委託先を増やすなど、提供量の確保に努めます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (就学前児童)	39 人日	39 人日	39 人日	39 人日	39 人日
ニーズ量 (就学児童)	19 人日	19 人日	19 人日	20 人日	20 人日
実施箇所数 (確保方策)	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
提供量	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
過不足 (提供量－ニーズ量)	2 人日	2 人日	2 人日	1 人日	1 人日

#### (4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

##### 【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### 【今後の方向性】

引き続き市内 5 箇所の子育て支援センターで事業を実施します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	32,228 人回	32,526 人回	32,586 人回	32,646 人回	32,646 人回
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
提 供 量	38,000 人回	38,000 人回	38,000 人回	38,000 人回	38,000 人回
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	5,772 人回	5,474 人回	5,414 人回	5,354 人回	5,354 人回





## (5) 幼稚園における一時預かり事業

### 【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

### 【今後の方向性】

いなべ市は、保育所（園）として幼保一元化しており、当事業は該当しないと考えます。ただし、例外的に一時預かりの必要が生じた場合、保育所（園）の事業としてその都度対応します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	84 人日	83 人日	84 人日	84 人日	85 人日
ニ ー ズ 量 (2号認定による利用)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	0	0	0	0	0
提 供 量	0	0	0	0	0
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	▲84 人日	▲83 人日	▲84 人日	▲84 人日	▲85 人日

## (6) 保育所（園）、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

### 【今後の方向性】

これまでどおり保育所（園）1園とファミリー・サポート・センターで受け入れを行うこととし、利用状況をみながら確保数の見直しを行います。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (在園児対象を除く 一時預かり)	1,690 人日	1,687 人日	1,702 人日	1,705 人日	1,712 人日
実 施 箇 所 数 (確保方策)	2	2	2	2	2
提 供 量	1,301 人日	1,311 人日	1,321 人日	1,331 人日	1,341 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	▲389 人日	▲376 人日	▲381 人日	▲374 人日	▲371 人日

## (7) 病児保育事業

### 【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

### 【今後の方向性】

受け入れに際しては看護師や実施場所の確保、病院との連携が必要であり、市内の保育施設で受け入れは困難です。病児の体調管理及び万が一の場合の対応を考慮すれば、医療機関と一体となった保育施設が望ましく、今後市内の医療機関と協議を進めます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	345 人日	344 人日	346 人日	346 人日	346 人日
提 供 量	0	0	0	0	0
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	▲345 人日	▲344 人日	▲346 人日	▲346 人日	▲346 人日

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （就学児童のみ）

### 【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織です。依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

### 【今後の方向性】

提供会員の登録を促し、量の確保に努めます。また、必要とする研修を充実させ積極的な受講を促し会員の資質向上に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	364 人日	363 人日	362 人日	363 人日	360 人日
提 供 量	241 人日	251 人日	261 人日	271 人日	281 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	▲123 人日	▲122 人日	▲101 人日	▲92 人日	▲79 人日



## (9) 利用者支援事業

### 【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

### 【今後の方向性】

保護者の相談に市役所窓口で応じ、個別のニーズに合った利用者支援を行います。また、地域子育て支援事業の相談にも対応します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## (10) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

### 【今後の方向性】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、引き続き市の助成事業を継続します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量 (上段 利用者数 下段 述べ健診回数)	380人 5,320人回	380人 5,320人回	380人 5,320人回	380人 5,320人回	380人 5,320人回
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	妊娠1回の助成回数を14回としています。				

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【今後の方向性】

いなべ市発足当初からの取り組みであり、引き続き実施していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 値	380人	380人	380人	380人	380人
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	健康推進課の保健師による全戸訪問を行います。				

## (12) 養育支援訪問事業等

### 【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師、家庭児童相談員、訪問支援員を派遣し、養育に関する相談、指導、助言（専門的相談支援）、その他必要な支援（育児・家事支援）を行うことにより、当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

### 【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、保護者の養育を支援する体制づくりを進めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	養育支援訪問員を確保し、支援を必要とする家庭に適切な支援を行います。				

## 5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

いなべ市では、保育所（園）において幼保一元化を行っており、幼稚園教育も提供可能であると考えています。今後も、保育所（園）において、教育・保育の一体的提供を行っていきます。

また、幼児期の教育・保育の充実に向け、保育士の合同研修等を実施するとともに、接続がより円滑となるよう、保育所（園）と小学校との連携方策についてさらに検討していきます。

## 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課が具体的な施策の進行状況を把握し、「いなべ市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価を行い、結果を公表するとともに、課題の対策について検討を行います。



なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を確認し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

## 2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、

- ①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携
- ②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点が必要なときは、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



### 1 いなべ市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、いなべ市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) いなべ市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業計画に関する事項のうち、会議の会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内の組織とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地元企業代表者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理をする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

(いなべ市次世代育成支援対策推進要綱及びいなべ市次世代育成支援行動計画推進委員会運営要領の廃止)

2 いなべ市次世代育成支援対策推進要綱(平成16年いなべ市告示第26号)及びいなべ市次世代育成支援行動計画推進委員会運営要領(平成23年いなべ市告示第68号)は、廃止する。

## 2 いなべ市子ども・子育て会議委員名簿

平成27年2月18日現在

分野	役職名	氏名
学識経験者	日本福祉大学 子ども発達学部 子ども発達学科 教授	渡辺 顕一郎
専門行政機関	三重県北勢児童相談所長	伊藤 一美
医療	いなべ医師会代表	桑原 浩
福祉施設	いなべ市私立保育園代表	水谷 重樹
〃	いなべ市市立保育園代表	林 美登里
福祉団体	いなべ市 主任児童委員 代表	川瀬 隆
〃	いなべ市 社会福祉協議会 代表	松岡 洋
〃	いなべ市民生委員児童委員 協議会連合会 代表	遠藤 昭己
地域団体	いなべ市PTA連合会 代表	小笠原 信弘
〃	いなべ市 青少年育成市民会議 代表	近藤 勝敏
〃	こどもぱれっと代表	小林 久里子
教育機関	いなべ市校長会 代表	小寺 光紀
地元企業	株式会社 神戸製鋼所 大安工場 総務室	松尾 健志

### 3 用語解説 (50 音順)

#### 【あ行】

##### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

##### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### 【か行】

##### 協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

##### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

#### 【さ行】

##### 社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

##### ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

#### 【た行】

##### トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

## 【な行】

### 認可保育所（園）

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

### 認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

### 認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づき認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

**いなべ市子ども・子育て支援事業計画**

平成27年3月

発行：いなべ市

編集：いなべ市 健康子ども部 子ども家庭課

〒511-0292 三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地

電話：0594-78-3513

FAX：0594-78-2678